

## 千歳市空港開港100年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、千歳市空港開港100年記念事業実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、千歳市の空港開港100年へ向けた機運の醸成等を図るため、千歳市空港開港100年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業の企画、準備及び運営に関すること。
- (2) 記念事業の広報及び啓発に関すること。
- (3) その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体及び個人の委員をもって組織する。

(登録)

第5条 本会への登録を希望する団体及び個人は、千歳市空港開港100年記念事業実行委員会登録申請書（第1号様式）により登録申請を行う。

2 前項に基づき登録申請があった場合、会長の承認をもって正式な登録とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 10名以内

2 会長は千歳市長とする。

3 副会長、監事及び理事は、会長が選任する。

4 選任された役員が任期中にその構成団体の職務を離れたときは、その職務の後任者が役員に選任されたものとみなす。

5 本会は、顧問を置くことができる。

6 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務及び事業の執行を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計その他事務を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、本会の設立の日から第19条の規定に基づき本会が解散するときまでとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(役員会)

第9条 役員会は、必要の都度会長が招集する。

2 役員会は、本会の役員で構成し、会長が議長となる。

3 役員会は、一同に会する方法のほか、オンラインまたは書面による開催も可能とする。

4 役員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、必要の都度会長が招集する。

2 総会は、本会のすべての委員で構成し、会長が議長となる。

3 総会は一同に会する方法のほか、オンライン又は書面による開催も可能とする。

4 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員から委任状の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて、顧問に総会への出席を求めることができる。

7 会長は、必要に応じて、総会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の議決事項)

第11条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議案に関すること。

(2) 総会の議決により委任された事項

(3) その他会長が必要と認めたこと。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次に定める事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 本会の予算及び決算に関すること。
- (3) 本会の規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他、本会の運営に係る重要な事項に関すること。

(会長の専決処分)

第13条 会長は会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次に開催する会議において報告しなければならない。

(幹事会)

第14条 幹事会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 幹事会は、役員が所属する団体で構成し、事務局が議長となる。
- 3 幹事会は、一同に会する方法のほか、オンラインまたは書面による開催も可能とする。
- 4 幹事会は、会長が事業の円滑な運営を図るために必要と認めることについて、審議し決定する。

(担当部会)

第15条 会長は必要に応じ、事業の円滑な運営を図るため、担当部会を設置することができる。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、千歳市役所企画部内に事務局を置く。

(経費)

第17条 本会の活動に必要な経費があるときは、負担金、協賛金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(解散)

第19条 本会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第20条 本会が解散したときに生ずる残余財産等は、千歳市に帰属するものとする。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年2月27日から施行する。
- 2 この規約は、本会を解散したときにその効力を失う。

千歳市空港開港100年記念事業実行委員会 登録申請書

千歳市空港開港100年記念事業実行委員会 会長 様

標記実行委員会への登録を希望したく、次のとおり申請します。

申請者	団体名		
	代表者名		
	住所		
	電話番号		
担当者名簿	フリガナ 職・氏名	連絡先	
		電話番号	
		メールアドレス	
		電話番号	
		メールアドレス	
		電話番号	
		メールアドレス	
		電話番号	
		メールアドレス	
		電話番号	
		メールアドレス	